

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の嘱託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある□にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 3 日

広島地方裁判所福山支部

裁判所書記官 弓 場 菜 央

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 1 9 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 8 月 2 5 日 午後 5 時 0 0 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 8 月 2 8 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 広島地方裁判所福山支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 1 7 日 午後 3 時 0 0 分 場 所 広島地方裁判所福山支部
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 2 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 9 月 2 日 午後 4 時 0 0 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 3 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	18,575,000 14,860,000	一括	3,720,000	150,041	35,580
1	881,000				
2	879,000				
3	16,815,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 所 在 | 三原市沼田西町惣定 |
| | 地 番 | 1 0 0 6 6 番 1 5 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 3 . 1 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 三原市沼田西町惣定 |
| | 地 番 | 1 0 0 6 6 番 1 5 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 2 . 6 2 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 三原市沼田西町惣定 1 0 0 6 6 番地 1 5 5、1 0 0 6 6 番地 1 5 4 |
| | 家屋 番号 | 1 0 0 6 6 番 1 5 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 1 1 4 . 8 9 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8 年 6 月 1 7 日

広島地方裁判所福山支部

裁判所書記官 弓 場 菜 央

1 不動産の表示

【物件番号 1 ～ 3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1 ～ 3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

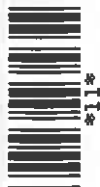
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 所 在 | 三原市沼田西町惣定 |
| | 地 番 | 1 0 0 6 6 番 1 5 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 3 . 1 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 三原市沼田西町惣定 |
| | 地 番 | 1 0 0 6 6 番 1 5 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 2 . 6 2 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 三原市沼田西町惣定 1 0 0 6 6 番地 1 5 5、1 0 0 6 6 番地 1 5 4 |
| | 家屋 番号 | 1 0 0 6 6 番 1 5 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 1 1 4 . 8 9 平方メートル |

令和 8年（ケ）第 6号

令和 8年 4月 13日提出

現 況 調 査 報 告 書

広島地方裁判所福山支部

執 行 官 杉 原 弘 展

物 件 目 録

- 1 所 在 三原市沼田西町惣定
地 番 1 0 0 6 6 番 1 5 4
地 目 宅地
地 積 1 9 3 . 1 1 平方メートル
- 2 所 在 三原市沼田西町惣定
地 番 1 0 0 6 6 番 1 5 5
地 目 宅地
地 積 1 9 2 . 6 2 平方メートル
- 3 所 在 三原市沼田西町惣定 1 0 0 6 6 番地 1 5 5、1 0 0 6
6 番地 1 5 4
家屋 番号 1 0 0 6 6 番 1 5 5
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき平家建
床 面 積 1 1 4 . 8 9 平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	未実施	
土地	物件 1, 2	
現況地目	☒ 宅地（物件 1, 2） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ）	
形状	☒ 公図(法 14 条 1 項地図)のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 上記の者が本件土地上に下記建物を所有して、占有している ☐ その他の者 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項		
建物	物件 3	
種類・構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 上記の者が本建物を 家財道具等を残置し空家の状態で 占有している。 ☐ その他の者 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

物件 1, 2 の土地は一団の土地（本件土地）であり，物件 3 の建物の敷地として利用されている。

本件土地は，その北西側を市道（10066・290 は三原市の公衆用道路）に接面している。

物件所在地の状況と法 14 条 1 項地図及び地積測量図とを照らすと，物件 2 の土地は北東側に引いた形で造成されているように観られる（写真 6,7 参照）。

本報告書に添付した写真には，広角で撮影したものがある。

関 係 人 の 陳 述 等

陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
	なし

執 行 官 の 意 見

本件建物の門柱には，所有者の姓が記されたプレートが設置されていた。

郵便受内及び室内には所有者あての郵便物が存在した。

本件建物のライフラインは停止し，多くの動産が持ち出された様子が窺われ，常居者が居る様子は窺われなかった。

上記執行場所の状況から，本件建物は所有者が，家財道具を残置した状態で空家として占有しているものと認めた。

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 3月13日	広島法務局尾道支局	公図, 地積測量図, 登記事項要約書交付申請
8年 3月13日 12:25 - 12:45	物件所在地	物件確認, 占有調査, 写真撮影
8年 3月17日		期日通知書兼賃貸借等照会書送付
8年 3月19日		期日通知書送付
8年 4月 1日 15:15 - 16:00	物件所在地	物件確認, 占有調査, 写真撮影

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和 8年 4月 1日
目的物件は不在で施錠されていたので, 証人を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

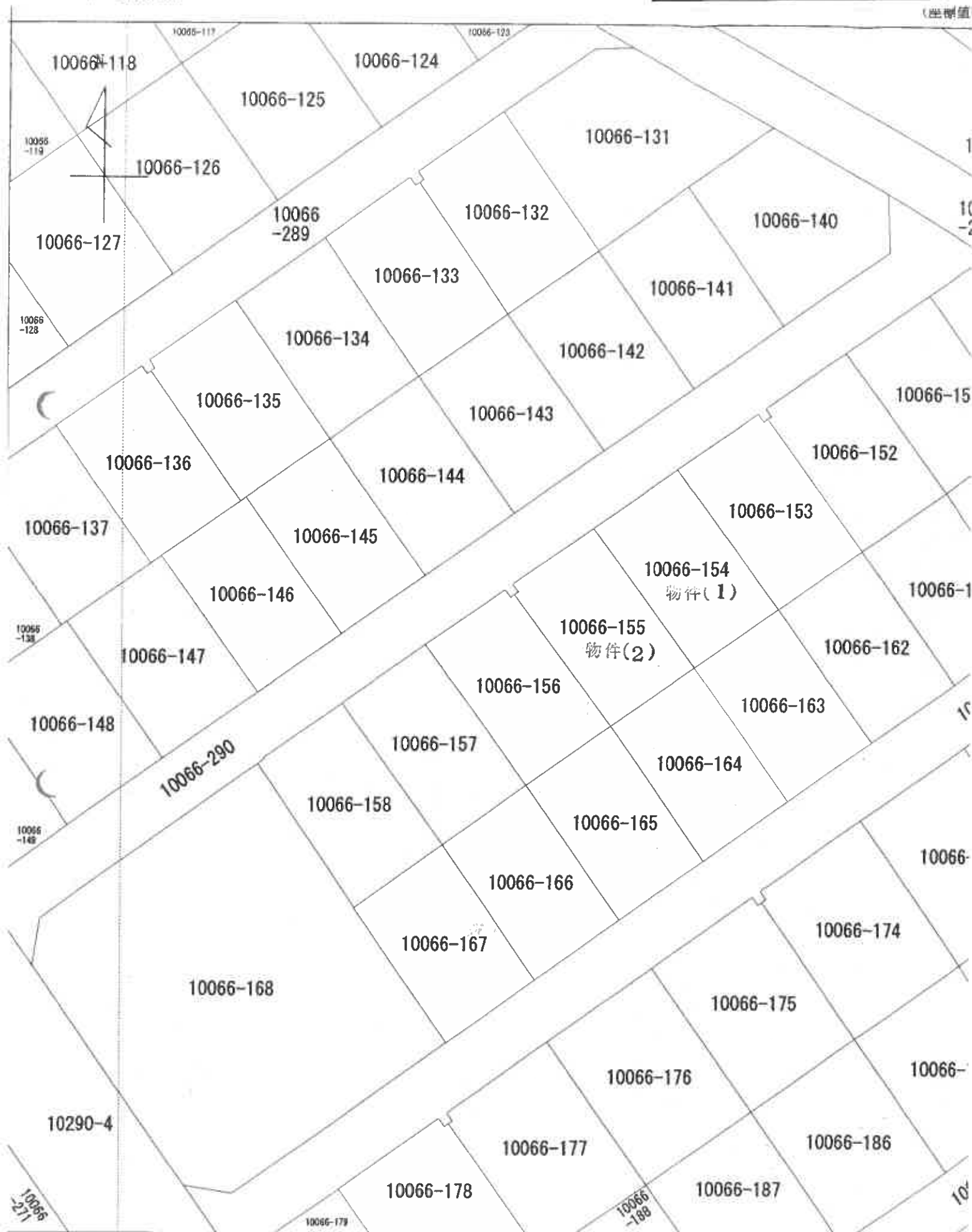
☐

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所記載のとおり

法14条1項地図

10066-199

(座標値)



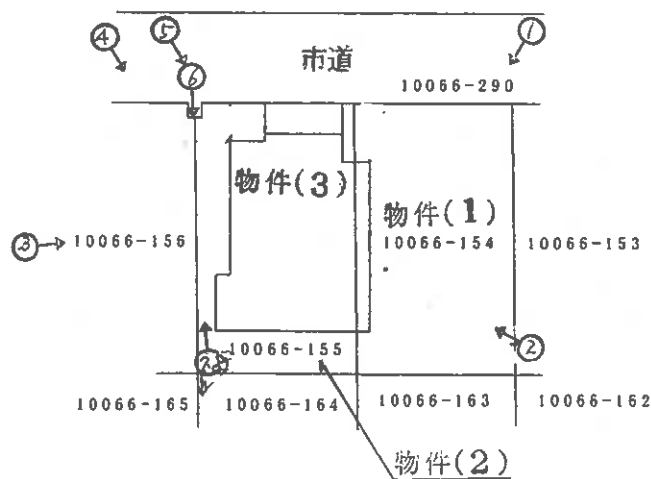
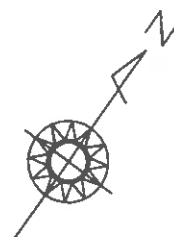
+75607.443

(座標値種別：図上測定)

家屋番号	10066-155
------	-----------

建物図面

建物の所在	三原市沼田西町惣定10066番155、10066番154
-------	------------------------------



申請人

縮尺

1/500

建物間取図

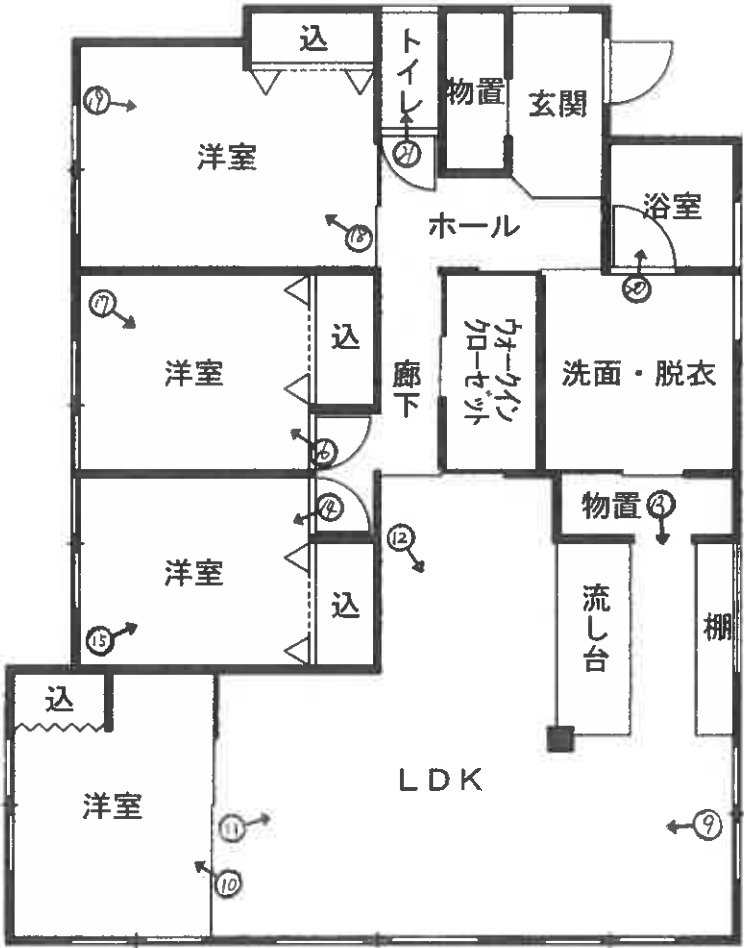


写真1



写真2



写真3



写真4



物件3

市道

物件1.2(敷地)

写真5



物件3

市道

物件1.2(敷地)

写真6



物件3

物件2(10066-155)

10066-156

10066-290

市道



写真7



境界はイメージである

写真8



境界はイメージである

写真9



写真 10



写真 11



写真 12



写真 13



写真 14



写真 15



写真 16



写真 17



写真 18



写真 19



写真 20



写真 21



令和8年（ケ）第6号
令和8年4月1日現地調査
令和8年4月18日評価

広島地方裁判所 福山支部 御中

評価書

評価人 不動産鑑定士

八幡和真 印

第1 評価額

一括価格	
金 18,575,000円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 881,000円
物件2 (土地)	金 879,000円
物件3 (建物)	金 16,815,000円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1，2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	三原市沼田西町惣定 10066番154 宅地 193.11㎡	同左
2	所 在 地 番 地 目 地 積	三原市沼田西町惣定 10066番155 宅地 192.62㎡	同左
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	三原市沼田西町惣定10066番地155、10066番地154 10066番155 居宅 木造かわらぶき平家建 114.89㎡	同左
番号	特 記 事 項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1，2）

位 置 ・ 交 通	J R山陽本線「本郷」駅の南方・約2.7km（直線距離） （別添「位置図」参照）		
付 近 の 状 況	付近は、中規模一般住宅が建つ高台の住宅地。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50% 100% なし あやめヶ丘地区計画、宅地造成等工事規制区域	
画 地 条 件	規模 385.73 m ² （物件1, 2合計）	間口 約 20.8 m 奥行 約 18.0 m 形状 略長方形 接面状況 中間画地 その他 地勢平坦	
接面道路の状況	北西側 約 6.0 m 舗装	市道 高低差 画地が約0～0.5m高い 建築基準法第42条第1項第1号	
土地の利用状況等	現状は物件3の建物が存する。 隣地は空地等。 目的外建物 なし。		
供給処理施設	上 水 道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。	
	都市ガス	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。	
	公共下水	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。	
特 記 事 項	・ 南西側の境界からやや北東に引いた形で境界ブロックが所在すると思われる。		

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)： 令和5年7月12日 新築 経過年数： 約3年 経済的残存耐用年数： 27年
仕 様	構 造： 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： サイディング等 内 壁： クロス等 天 井： クロス等 床： フローリング等 設 備： 電気、給排水、ガス、衛生等 その他： なし
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途： 居宅 間 取 り： 添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	特になし。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1，2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	18,300	0.75	193.11	0.95	1	2,518,000
2	18,300	0.75	192.62	0.95	1	2,512,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員6m舗装市道に略等高接面する地積約190㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価公示価格（三原-9）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格 (円) a×b×c×d
18,100	$\frac{99}{100}$	$\frac{103}{100}$	$\frac{100}{101}$	18,300

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正： 方位

◇地域格差： 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差：

規模過大	0.75
相乗積	0.75

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態、建物老朽化の程度等を考慮した。

オ 持 分： 共有持分（完全所有権の場合は1と表記）

(2) 建物価格 (物件 3)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格 (円) ア×イ×ウ×エ
3	260,000	114.89	0.72	1	21,507,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
3 年	27 年	30 年

残価率	観察減価
5 %	20 %

$$\text{現価率} = \left[\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数}) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.72$$

エ 持 分： 共有持分 (完全所有権の場合は 1 と表記)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	2,518,000	0.50	法定地上権	1,259,000
2	2,512,000	0.50	法定地上権	1,256,000
物件1, 2 合計				2,515,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 50 % と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	2,518,000	- 1,259,000		1.00	0.70	881,000
2	2,512,000	- 1,256,000		1.00	0.70	879,000
3	21,507,000	+ 2,515,000	1.00	1.00	0.70	16,815,000
一括価格 (合計)						18,575,000

ウ 占有減価修正： 必要なし。

エ 市場性修正： 必要なし。

オ 競売市場修正： 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（三原-9）

所 在 : 三原市本郷北4丁目1005番15 「本郷北4-27-14」
価 格 : 18,100円/㎡
位 置 : JR山陽本線「本郷」駅の北西方約700m（道路距離）
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 214㎡
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 南西側 4.7m 市道
用 途 指 定 等 : 第2種低層住居専用地域（建蔽率 60%、容積率 150%）
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅の多い高台の閑静な住宅地域。

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1	2,317,320 円	（1㎡当たり 12,000 円）、	課税地積	193.11 ㎡
物件2	2,311,440 円	（1㎡当たり 12,000 円）、	課税地積	192.62 ㎡
物件3	9,574,370 円	（1㎡当たり 83,335 円）、	課税床面積	114.89 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

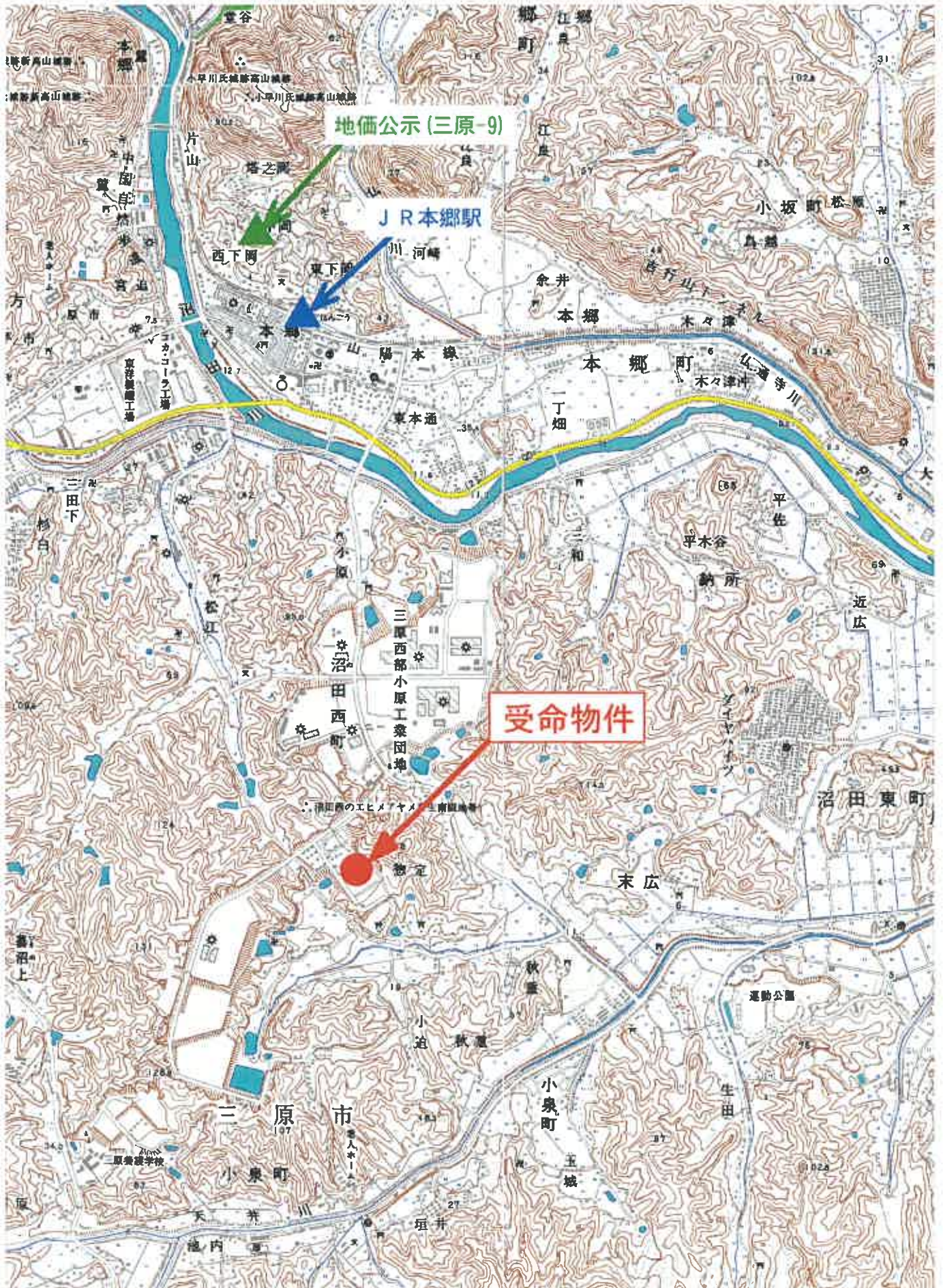
第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（国土地理院地図 縮尺 1/25,000、1/10,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 地積測量図写し（法務局備付）
- 4 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 5 建物間取図（見取図）

以 上

附属資料

受命物件の位置図



受命物件の位置図



+75740.994

請 求 部 分	所 在					三原市沼田西町惣定					地 番	10066番154				
出 力 尺 寸	1/500		精 度 分 区	甲二	座 標 系 又 は 記 号	Ⅲ	分 類	地図(法第 1 4 条第 1 項)				種 類	その他			
作 成 年 月 日	平成10年5月20日					備 付 年 月 日 (原 図)	平成10年6月24日				補 記 事 項					

(縮小A3→A4)

登記年月日：平成10年6月24日

次頁に図面に關する変更内容を示す。

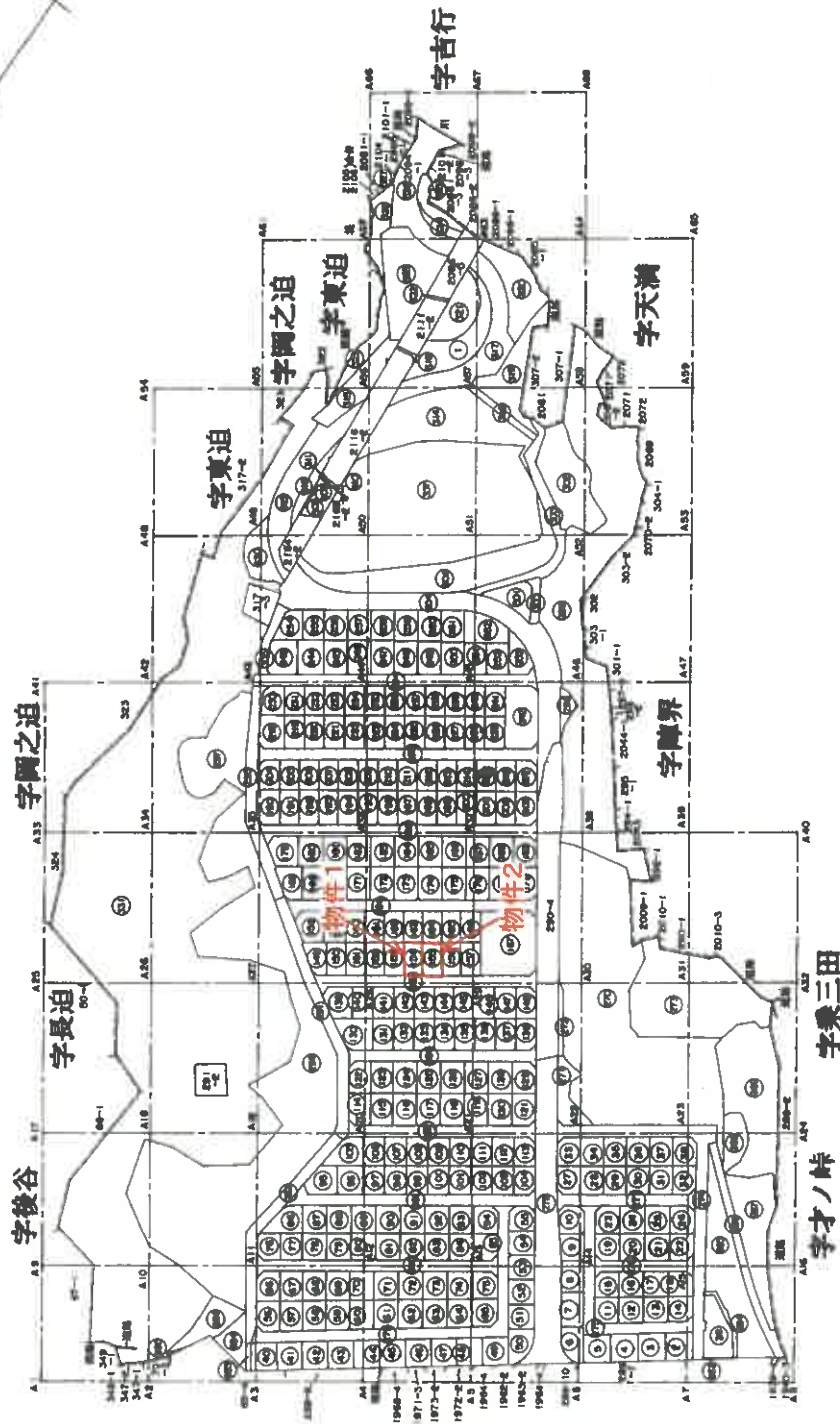
③ 66-2
④ 66-2 ~ 332
⑤ 66-2 ~ 333
H10. 6. 24
= 1/101

0346015

山土地測量図

地番 66-3 ないし 66-332

土地の所在 三原市沼田西町惣定



作製者

平成 10 年 6 月 1 日作製

嘱託者

縮尺

1/3000

- (1) 平成30年7月23日
この図面に記載されている土地の全部又は一部に
ついてその所在又は地番が変更された。
上記の日付は、この図面に変更内容を記録した日
付である。

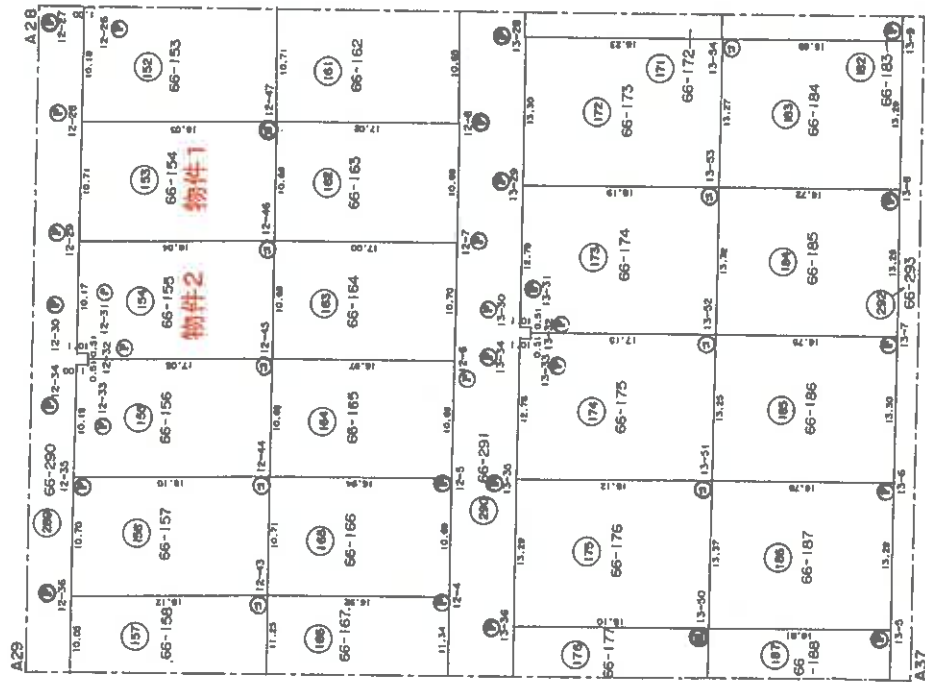
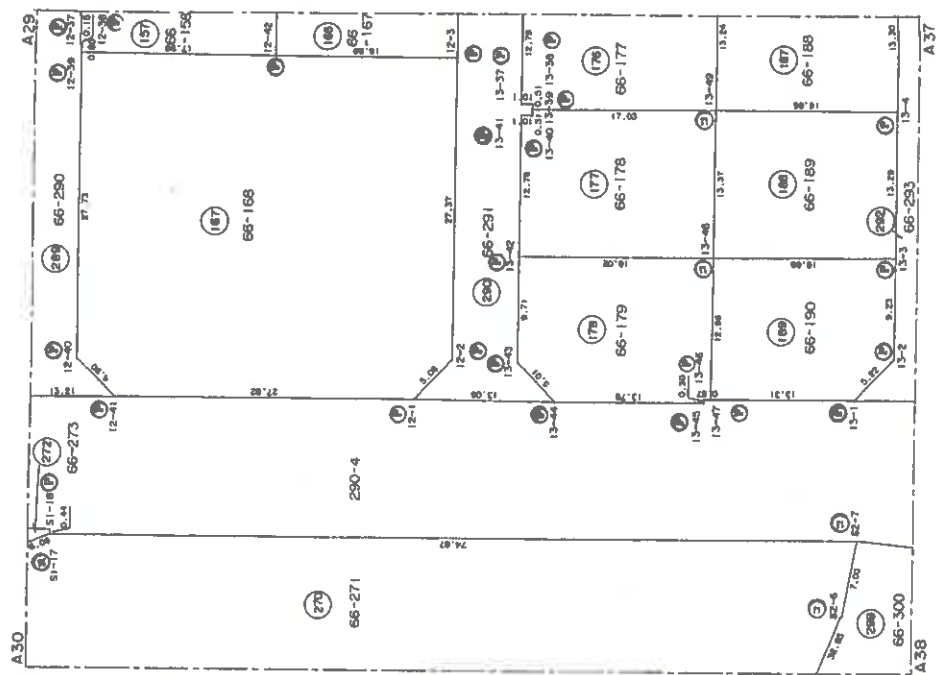
0346028

14/10/

地番	
66-3 ぬい	66-332

三原市沼田西町惣定

區區
區區
區區
區區
區區



西番書
8,9,11,12

登録商標 ① プラスチック杖 ② コンクリート杭
③ 金屑板 ④ 金屑板 ⑤ 金屑板 ⑥ プレート

作者

囑託者

平成 10 年 6 月 1 日(作製)

縮尺 1/500

0346062

48/101

山土地積測量図

番 66-3 ねし 66-332

三郷市沼田西町惣定

地番 測点名	X	Y	Y'	X * Y'
12-25	-179099.788	75917.420	10.441	-1869980.886508
12-48	-179113.514	75927.446	1.270	-227474.162780
12-47	-179119.696	75918.690	-19.359	3467578.194864
12-28	-179105.113	75908.087	-2.266	405852.186058
12-27	-179099.262	75916.424	8.918	-1597207.218516
12-26	-179100.086	75917.005	0.996	-178383.685656
倍面積				
384.427462				
192.2137310				
地番 測点名	X	Y	Y'	X * Y'
12-28	-179105.113	75908.087	19.370	-3469266.038810
12-47	-179119.696	75918.690	1.863	-333699.935648
12-46	-179125.862	75909.950	-19.370	3469667.946940
12-29	-179111.276	75899.320	-1.863	333684.307188
倍面積				
386.221670				
193.1108350				
地番 測点名	X	Y	Y'	X * Y'
12-29	-179111.276	75899.320	18.948	-3393800.457648
12-46	-179125.862	75909.950	1.900	-340339.137800
12-45	-179132.041	75901.220	-18.777	3363562.333857
12-32	-179118.252	75891.173	-9.630	1724908.766760
12-31	-179117.957	75891.590	-0.171	30629.170647
12-30	-179117.131	75891.002	7.730	-1384575.422630
倍面積				
385.253186				
192.6265930				
地番 測点名	X	Y	Y'	X * Y'
12-32	-179118.252	75891.173	10.468	-1875009.861936
12-45	-179132.041	75901.220	1.320	-236454.294120
12-44	-179138.211	75892.493	-19.386	3472773.358446
12-35	-179123.573	75881.834	-2.323	416104.060079
12-34	-179117.724	75890.170	8.918	-1597371.862632
12-33	-179118.548	75890.752	1.003	-179655.903644
倍面積				
385.496193				
192.7480965				

地番 測点名	X	Y	Y'	X * Y'
12-19	-179083.790	75942.419	9.893	-1771675.934470
12-18	-179087.743	75948.271	13.136	-2352496.592048
12-17	-179092.571	75955.555	6.827	-1222266.4982217
12-16	-179092.903	75955.098	-0.298	53369.685094
12-15	-179093.565	75955.257	0.376	-67339.180440
12-14	-179093.694	75955.474	-9.144	1637632.737936
12-51	-179100.312	75946.113	-10.654	1908134.724048
12-50	-179101.229	75944.820	-11.852	2122707.766108
12-21	-179086.710	75934.261	-6.442	1153676.585820
12-20	-179083.796	75938.378	8.158	-1460965.607768
倍面積				
379.202063				
189.6010315				
地番 測点名	X	Y	Y'	X * Y'
12-21	-179086.710	75934.261	19.237	-3445091.040270
12-50	-179101.229	75944.820	1.902	-340650.537558
12-49	-179107.349	75936.163	-19.237	3445488.072713
12-22	-179092.805	75925.583	-1.902	340634.515110
倍面積				
381.009995				
190.5049975				
地番 測点名	X	Y	Y'	X * Y'
12-22	-179092.805	75925.583	18.910	-3386644.942550
12-49	-179107.349	75936.163	1.863	-333676.991187
12-48	-179113.514	75927.446	-18.743	3357124.592902
12-25	-179099.788	75917.420	-9.608	1720790.763104
12-24	-179099.490	75917.838	-0.167	29909.614830
12-23	-179098.662	75917.253	7.745	-1387119.137190
倍面積				
383.899909				
191.9499545				

作製者 平成 16 年 月 日(作製)

嘱託者

縮尺 1/

- (1) 平成30年7月23日
この図面に記載されている土地の全部又は一部に
ついてその所在又は地番が変更された。記載した日
付である。

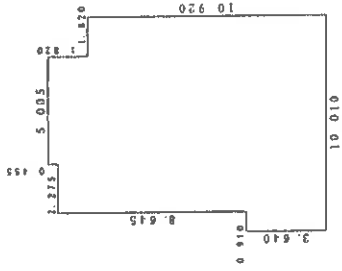
登記年月日：令和5年7月21日

各階平面図

建物図面

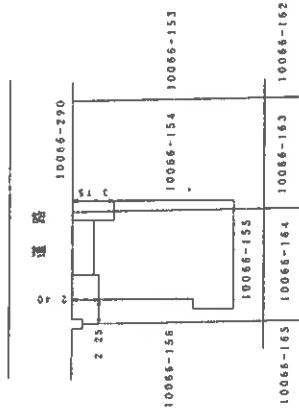
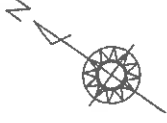
家屋番号 10066-155

建物の所在 三原市稲田西町惣代10066番155、10066番154



求積表

5.005 × 1.820	=	9.109100
2.275 × 1.365	=	3.105375
9.100 × 7.280	=	66.248000
10.010 × 3.640	=	36.436400
合計		114.898875
床面積		114.89 m ²



作製者

日作製)

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

建物間取図

